

毒物劇物業務上取扱者届

次表に該当する毒物劇物業務上取扱者は、次の書類を添えてこれらの毒物劇物を取り扱うようになった日から30日以内に届け出ること。

- ①毒物劇物業務上取扱者届書(規則第18条別記第18号様式)
- ②事業場の平面図(記載例参照)
- ③毒物劇物保管場所の概要図(記載例参照)
(運送業にあつては毒物劇物運搬車両の写真)
- ④登記事項証明書(申請者が法人の場合)
(発行後6ヶ月以内のもの)
- ⑤毒物劇物取扱責任者設置届

政令で定める事業(施行令第41条)	政令で定める毒物劇物(施行令第42条)
電気めっきを行う事業(令第41条第1号)	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業(令第41条第2号)	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
最大積載量が5,000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量(注)以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物劇物の運送事業(令第41条第3号)	施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物 (品目表参照)
しろありの防除を行う事業(令第41条第4号)	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

注) (1) 四アルキル鉛を含有する製剤……………200リットル

(2) (1) 以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器……………1,000リットル

(提出部数) 1部

毒物劇物業務上取扱者届書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 事業場種類欄には、電気めっき業にあつては第1号、金属熱処理業にあつては第2号、運送業にあつては第3号、しろあり防除業については第4号と記載すること。
- (2) 事業場の名称は、「〇〇工場」、「××営業所」まで記載すること。
- (3) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあつては、無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名を、運送業にあつては、施行令別表第2のうち取り扱う品目を、しろあり防除業にあつては砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名を記載すること。
なお、取扱品目が多くてこの欄に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- (4) 備考欄に、法第22条1項に該当することとなった年月日を記載すること。
- (5) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 届出者の住所は、個人にあつては現住所、法人にあつては登記されている本店の所在地を記載すること。
- (7) 届出者の氏名は、法人の場合、登記された法人名及び代表者名を記載すること。

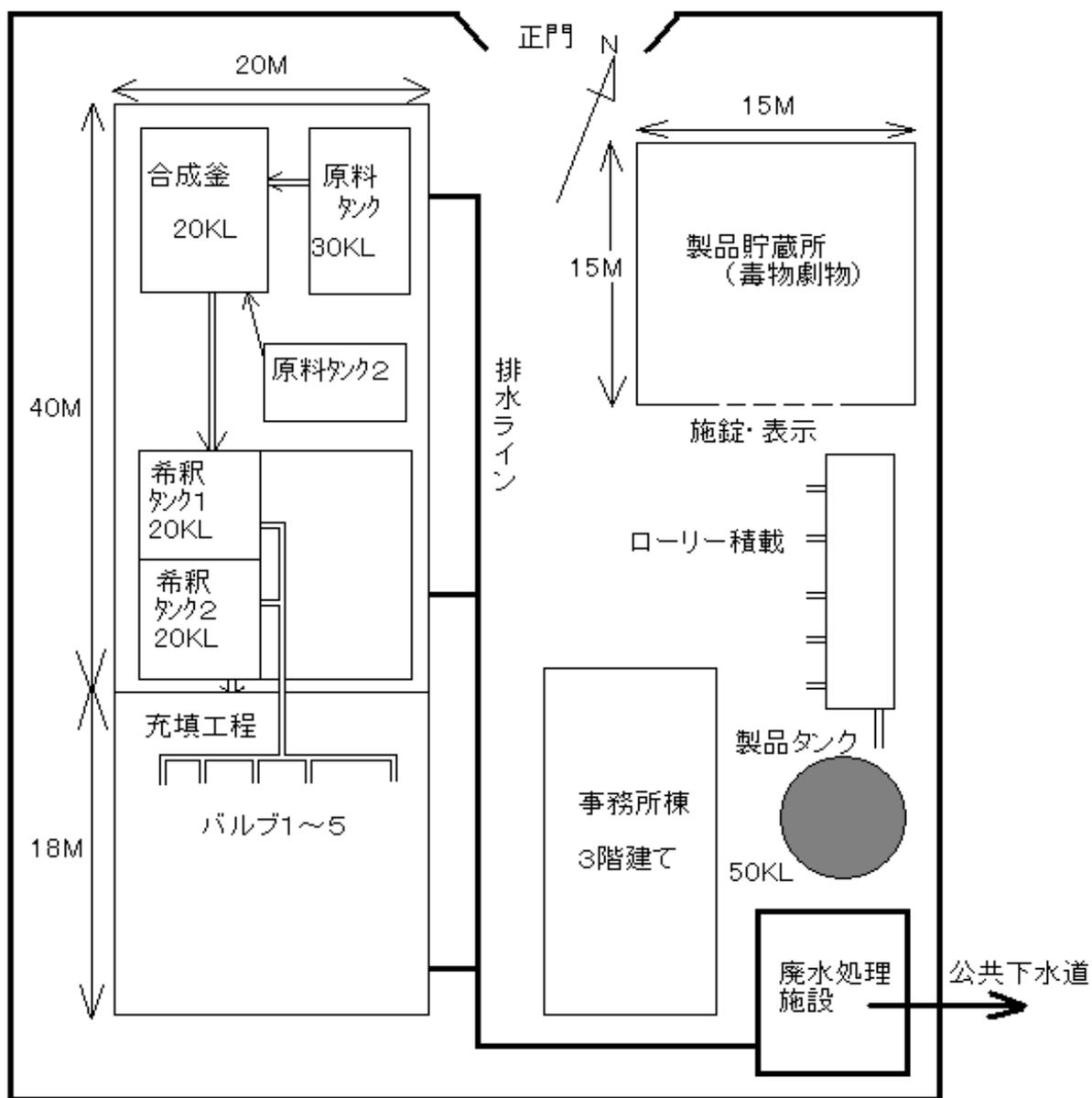
2. 事業場の平面図

- (1) 定規等を用いて、正確に作成すること。
- (2) 寸法、方角等を記載すること。
なお、青写真又はそれに準ずるものがあれば、それを使用すること。
- (3) 電気めっき業、金属熱処理業、しろあり防除業にあつては、毒物劇物保管場所を明確に記載すること。また、運送業にあつては事務所及び車庫を明記すること。
- (4) 電気めっき業、金属熱処理業にあつては、無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所や廃水処理設備等の設置場所を明記すること。

3. 毒物劇物保管場所(毒物劇物運搬車両)の写真

- (1) 毒物劇物保管場所にあつては施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるもの。
- (2) 毒物劇物運搬車両にあつては、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識及び「医薬用外毒物、劇物」の表示及び名称・成分の表示が確認できる車両毎の車体前後の写真。

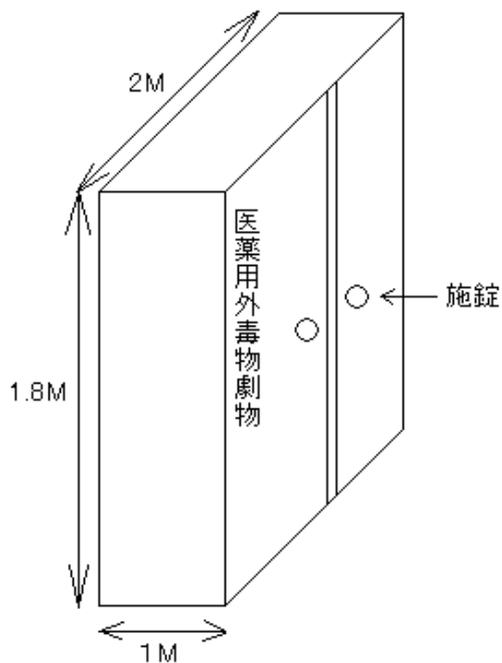
【平面図記載例】



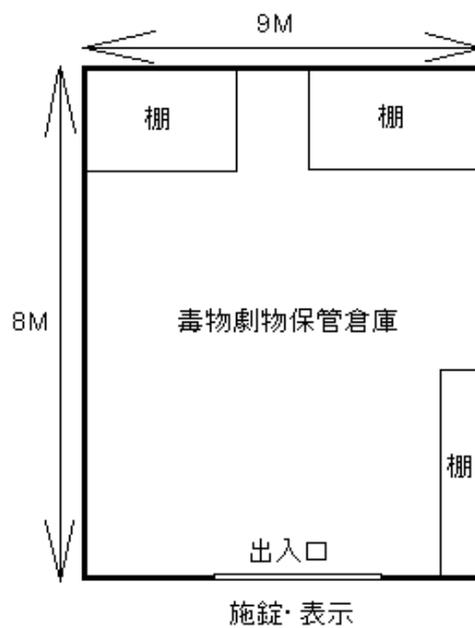
【保管場所の概要図】

床、壁の材質、施錠、表示について明確に記載すること。

なお、入り口が数箇所ある場合には各々の施錠・表示箇所を図示すること。



保管庫材質:スチール製



床・壁:コンクリート

別表第2(施行令第42条関係)

- ・黄燐
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- ・弗化水素及びこれを含有する製剤
- ・アクリルニトリル
- ・アクロレイン
- ・アンモニア及びこれを含有する製剤
(アンモニア10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・塩化水素及びこれを含有する製剤
(塩化水素10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・塩素
- ・過酸化水素及びこれを含有する製剤
(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)
- ・クロルスルホン酸
- ・クロルピクリン
- ・クロルメチル
- ・硅弗化水素酸
- ・ジメチル硫酸
- ・臭素
- ・硝酸及びこれを含有する製剤
(硝酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤
(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤
(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・ニトロベンゼン
- ・発煙硫酸
- ・ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤
(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- ・硫酸及びこれを含有する製剤
(硫酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの